

国際日本文化研究センタープロジェクト研究員取扱要項

平成18(2006)年6月22日 制定
令和4(2022)年3月17日 最終改正

第1条 人間文化研究機構プロジェクト研究員規程(平成18年3月31日制定)第3条、第4条及び第10条の規定に基づき、国際日本文化研究センター(以下「本センター」という。)におけるプロジェクト研究員の取扱いに関し必要な事項を定める。

第2条 本センターにおけるプロジェクト研究員は、研究プロジェクト等の業務に従事する次に掲げる者をいう。

- (1) プロジェクト研究員 博士の学位を取得していること又は博士の学位を取得している者と同等の能力を有する者で、自ら研究を遂行する能力を有すると認められるもの又は研究代表者等の指示により研究を遂行する能力を有すると認められるもの

第3条 プロジェクト研究員の選考は、プロジェクト研究員候補者選考委員会の議を経て所長が決定する。

第4条 プロジェクト研究員候補者選考委員会は、次に掲げる委員により組織する。

- (1) 副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹及び情報管理施設長のうちから所長が指名する者 2名
- (2) 専任の教職員のうちから所長が指名する者 若干名

2 委員会に委員長を置き、前項の委員のうちから所長が指名する。

第5条 プロジェクト研究員の契約期間は、一の事業年度の範囲内とし、これを更新することができる。この場合において、当該プロジェクトの継続する期間(外部資金・特別経費等により雇用される者にあつては、当該経費の継続する期間)を限度とする。ただし、その期間は10年を超えることができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約期間は2以上の期間(大学共同利用機関法人人間文化研究機構における有期雇用職員としての契約期間であり、かつ、平成25年4月1日以降に開始される雇用契約に限る。)を通算して10年を超えることができないものとする。

第6条 この要項に定めるもののほか、プロジェクト研究員の取扱いに関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要項は、平成18年6月22日から実施し、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この要項は、平成21年1月8日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年3月4日から実施し、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日より実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日より実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月21日より実施し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要項は、令和4(2022)年4月1日より実施する。